

「はずむスポーツ都市」マスコットキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「はずむスポーツ都市」マスコットキャラクター「スポまる」および「スポひめ」（以下「スポまる、スポひめ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

この要領において「スポまる、スポひめ」とは、別表に掲げるマスコットキャラクターをいう。

(使用承認申請等)

第2条 「スポまる、スポひめ」を使用する場合は、あらかじめ「スポまる、スポひめ」使用承認申請書（様式第1号）を秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課長（以下「課長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市が使用する場合

(2) 一般財団法人秋田市体育協会、およびその加盟団体並びに秋田市スポーツ推進委員連絡協議会が営利を目的とせずに使用する場合

(3) 市内の学校および児童施設等が教育の目的で使用する場合

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

(5) その他、課長が適当と認めた場合

2 前項の規程による申請があったとき、その内容が第7条の各号のいずれかに該当する場合を除き、「スポまる、スポひめ」使用承認通知書（様式第2号）により承認するものとする。

3 「スポまる、スポひめ」の使用は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第3条 「スポまる、スポひめ」を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。

(2) 「スポまる、スポひめ」のイメージを損なう展開および応用使用を

しないこと。

(3) 承認された用途のみに使用し、課長が指示する使用条件に従うこと。

(見本の提出)

第4条 第2条第1項の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、当該承認に係る見本品等を速やかに課長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第5条 被承認者は、「スポまる、スポひめ」使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「スポまる、スポひめ」使用承認内容変更申請書（様式第3号）を課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合は、第2条第2項を準用する。

(承認の取り消し)

第6条 課長は、キャラクターの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前号の承認取り消しは、「スポまる、スポひめ」使用承認取消通知書（様式第4号）により通知する。

3 前2項の規程により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配付及び掲示等をしてはならない。

(不承認)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用不承認とする。

(1) 特定の政治、思想または宗教の活動に利用されるおそれのある場合

(2) 法令または公序良俗に反するおそれのある場合

(3) 営業または販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ秋田市と協議し、許諾を得たものは除く

(4) 「スポまる、スポひめ」を正しい使用方法に従って使用しないおそれのある場合

(5) その他、課長が不相当であると認めた場合

(使用期間)

第8条 「スポまる、スポひめ」の使用期間は、「スポまる、スポひめ」使用承認通知書（様式第2号）の使用期間とする

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、「スポまる、スポひめ」の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、現に受理している申込みの取扱いについては、なお従前の例による。